

災害時生活再建支援特約

災害時生活再建支援特約	
対象住宅ローン	1981年1月1日以降の建築年月日である住宅建物へのローン
対象とならない住宅ローン	(1)リフォームローン (2)土地のみを購入するためのローン (3)可動式の住宅へのローン (4)賃貸を目的とする住宅へのローン (5)別荘などセカンドハウスへのローン (6)住宅ローン以外のローン (7)1980年12月31日以前の建築年月日である住宅建物に対するローン
保険金をお支払いする主な場合	<p>・本補償特約の補償内容は、「住宅ローン債務者災害時生活再建支援特約」における補償内容を基準に次のとおりとします。</p> <p>[一時的な居住不能]</p> <p>ご契約の不動産(住宅)が、次の①または②のいずれかに該当する物的損傷を受け、かつ、その損傷の修理に14日以上を要する場合に、被保険者が生活再建のために支出する費用を負担することによって被る損害に限り、住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険金をお支払いいたします。</p> <p>① 次のアからカまでのいずれかに該当する事由により金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産(住宅)が半損以上(注)の物的損傷を受けること。</p> <p>ア.(台風、暴風等の)風災、ひょう災、雪災 イ.地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ウ.火災、落雷、破裂または爆発 エ.建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 オ.給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ カ.騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為</p> <p>(注)焼失または流失等した部分の床面積のその不動産(住宅)の延べ床面積に対する割合が20%以上となることをいいます。</p> <p>② 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって被保険者の不動産(住宅)が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果を受けた物的損傷</p> <p>[永続的な居住不能]</p> <p>(台風、暴風等の)風災、ひょう災、雪災、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災の結果、次の①または②に掲げるいずれかの事由により被保険者が金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産(住宅)に永久に居住できない場合に、被保険者が生活再建のために支出する費用を負担することによって被る損害に限り、住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険金をお支払いいたします。</p> <p>① 建築基準法および地方公共団体の条例に定める災害危険区域内における建築物の建築禁止、居住制限・除却等の命令を受けること。 ② 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく移転勧告等に従い移転すること。</p>
保険金をお支払いできない主な場合	<p>① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ② 保険金を受け取るべき者で①に規定した以外の者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③ 保険契約者または被保険者の同居人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ⑤ テロリズム ⑥ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 ⑦ ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 ⑧ ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染 ⑨ 不動産(住宅)の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害 ⑩ 一時的な居住不能が発生した日の翌日から90日以内に、不動産(住宅)の修理、修復または再築の作業を開始しない場合。ただし、災害対策基本法に基づく立入制限がなされた場合または災害により不動産(住宅)の修理、修復または再築の作業を依頼できない場合もしくはこれを依頼された者が作業に着手できない場合など開始できない相当の理由がある場合を除きます。 ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波以外の事故により不動産が永続的な居住不能となった場合であっても、その事故時点において、建築基準法および地方公共団体の条例に定める災害危険区域内における建築物の建築禁止、居住制限・除却等の命令または「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく移転勧告等がすでに発生している場合</p>
補償金額	<p>・本補償特約の補償金額は、「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」における保険金額を基準に次のとおりとします。</p> <p>1.一時的居住不能の場合 居住不能が発生した時点における金銭消費貸借契約に基づき、居住不能が発生した時点から居住が可能になるまでの期間に被保険者が負担するローン返済額をお支払いします(居住不能が発生した日から12ヶ月を限度とします)。但し、建築基準法などに基づく建築制限等、法規制・行政命令等より、修理、再築に着手できず、居住不能が発生した時点から12ヶ月を超えて居住不能の状態が継続する場合は、居住不能が発生した日から24ヶ月を限度とします。</p> <p>2.永続的居住不能の場合 居住不能が発生した時点における金銭消費貸借契約に基づき、支払対象期間に被保険者が負担するローン返済額をお支払いします(24ヶ月とします。)</p>
補償期間	<p>・本補償特約の補償期間は、「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」における保険責任期間を基準に1年間とし、2年目以降被保険者からの特段お申し出またはSBIモーゲージからの特段ご案内がない限り、特約は継続いたします。</p>
脱退・解約返戻金	<p>・特約料を払い込み期日までにお支払いいただけない場合は、脱退となります。</p> <p>・上記の払い込み期日までに特約料を振込みによりお支払いいただけなかった場合は、その払込期日の属する月の末日を以って本補償特約の補償は終了し、脱退となります。</p> <p>・本補償特約の補償期間中に金銭消費貸借契約に基づく債務が繰上返済や完済された場合、及び脱退をされた場合でも、一度お支払いいただいた特約料はご返金いたしかねます。</p> <p>・上記にかかわらず、SBIモーゲージと保険会社の間で締結した保険契約が解除された場合、もしくはA I U保険会社(エイアイユー インシュアランスカンパニー)の経営が破綻した場合は、一度支払われた特約料はご返金いたします。この場合、未経過の補償期間に対して月割にて計算いたします。</p>
補償の終了	<p>・満81才に到達したとき ・債務を完済したとき、ローン契約が無効・取り消しまたは解除になったとき、ローンの期限の利益を喪失したとき(残存債務の即時弁済を求められたとき等) ・債権の管理・回収業務がSBIモーゲージから第三者に移管されたとき ・故意または重大な過失により事実を告知・記載しないあるいは、告知・記載した内容が事実と異なるとき ・同意事項により、SBIモーゲージと同意した事由に該当したとき</p>
その他	<p>保険金のお支払いには、制限条件があります。ご加入にあたっては、中面の重要事項説明書に記載の「契約概要」、「注意喚起情報」にて詳細を必ずご確認ください。ご利用いただく保険は、A I U保険会社の引受けとなりますので、ご不明な点は重要事項説明書記載のお問い合わせ先へご連絡ください。</p>
各種お問い合わせは、お気軽にお近くのSBI住宅ローンショップへお問い合わせください。	
<p>SBIモーゲージ株式会社 〒106-6015 東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー15F TEL 03-6229-0777 (代表)</p>	



一時的に 住居への居住が不能になった場合

毎月のローン返済額相当分(ボーナス分を含む)を
保険金として **最大12ヶ月間**
お支払いいたします。

火災

地震/噴火/津波

落雷

風/ひょう/雪災

破裂・爆発

水災

水漏れ

騒じょう/労働争議

他物との衝突

火災、台風、地震など偶発的事故により融資対象物件の不動産が半損以上の被害(延べ床面積の20%以上)を受け、修理に一定日数以上(14日以上)を要した場合など。

永続的に 住居への居住が不能になった場合

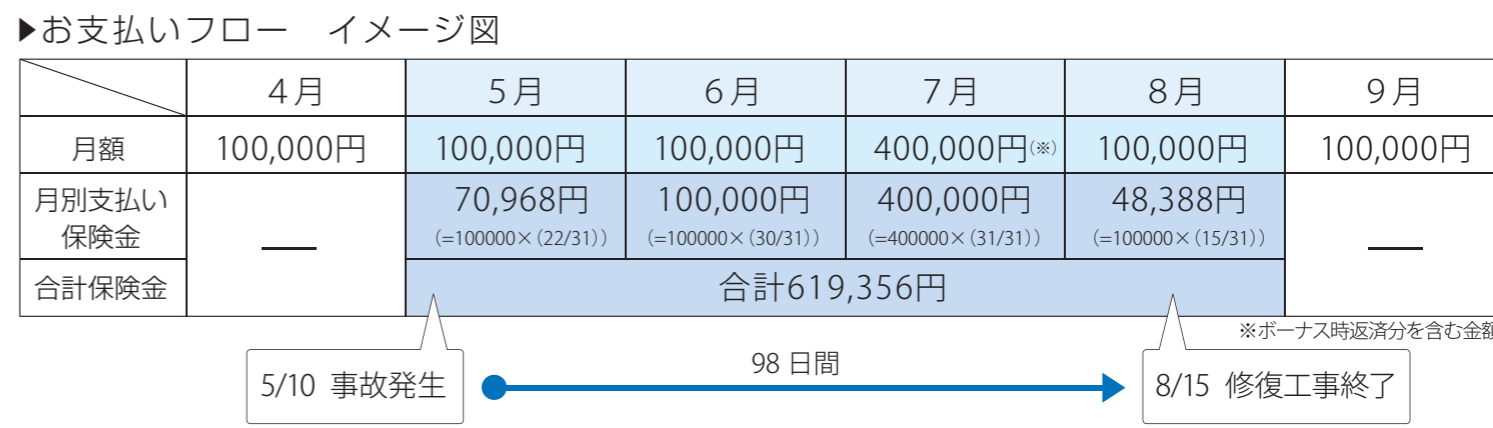
毎月のローン返済額相当分(ボーナス分を含む)を
保険金として **最大24ヶ月間**
お支払いいたします。

地震/噴火/津波

水災

風/ひょう/雪災

災害危険区域など、再建築禁止などの場合



<h2>重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）</h2>	2010年12月
<h3>住宅ローン債務者災害時生活支援保険をご加入いただくお客さまへ</h3>	<h2>AIU保険会社</h2> <small>エイアイユー インシュアランス カンパニー</small>

<h3>住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険</h3>
<p>（必ずお読みください。❗️印を記載した項目はお客さまにとって特に重要な情報ですので、ご注意ください。ご質問・ご相談などのお問合せ先につきましては、最終ページにてご確認ください。）</p>

<h2>契約概要のご説明</h2>
<p>この「契約概要」は、ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みください。また、この説明書は、ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、パンフレットにてご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。</p>

<h3>1. 商品の仕組みについて</h3>

・「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」（以下、当保険商品といたします。）は、偶然な事故により不動産（住宅）が一時的な居住不能または永続的な居住不能となった場合に、被保険者が生活再建のために支出する費用を負担することによって被る損害に対して、支払対象期間に対応する住宅ローン返済額を基準に保険金をお支払いする保険です。各補償内容等詳細につきましては「3. 補償内容について（基本補償）」にてご確認ください。
・この契約は、引受保険会社であるA I U保険会社が、お客さまが住宅ローン契約を締結した金融機関をご契約者として保険契約を締結しています。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者が有します。
・「住宅ローン債務者災害時生活支援保険」は、「費用・利益保険（個人用）普通保険約款」に「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険特約」をセットしたものです。

<h3>❗️2. 「パンフレット」にてご確認ください事項</h3>

(1)補償期間（保険期間）
(2)この保険にご加入いただく際の特約料、特約料払込方法、特約料払込期間
(3)補償金額

<h3>3. 補償内容について（基本補償）</h3>

(1)保険金をお支払いする場合（支払事由）

〔一時的な居住不能〕

ご契約の不動産（住宅）が、次の①または②のいずれかに該当する物的損傷を受け、かつ、その損傷の修理に14日以上を要する場合に、被保険者が生活再建のために支出する費用を負担することによって被る損害に限り、住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険金をお支払いいたします。

- 次のアからカまでのいずれかに該当する事由により金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産（住宅）が半損以上（注）の物的損傷を受けること。
 - （台風、暴風等の）風災、ひょう災、雪災
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - 火災、落雷、破裂または爆発
 - 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
 - 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
 - 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
（注）焼失または流失等した部分の床面積のその不動産（住宅）の延べ床面積に対する割合が20%以上となることをいいます。
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって被保険者の不動産（住宅）が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果受けた物的損傷

〔永続的な居住不能〕

（台風、暴風等の）風災、ひょう災、雪災、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災の結果、次の①または②に掲げるいずれかの事由により被保険者が金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産（住宅）に永久に居住できない場合に、被保険者が生活再建のために支出する費用を負担することによって被る損害に限り、住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険金をお支払いいたします。

- 建築基準法および地方公共団体の条例に定める災害危険区域内における建築物の建築禁止、居住制限・除却等の命令を受けること。
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく移転勧告等に従い移転すること。

❗️(2) 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 保険金を受け取るべき者で①に規定した以外の者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 保険契約者または被保険者の同居人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- テロリズム
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ④から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑥に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- 不動産（住宅）の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- 一時的な居住不能が発生した日の翌日から90日以内に、不動産（住宅）の修理、修復または再築の作業を開始しない場合。ただし、災害対策基本法に基づく立入制限がなされた場合または災害により不動産（住宅）の修理、修復または再築の作業を依頼できない場合もしくはこれらを依頼された者が作業に着手できない場合など開始できない相当の理由がある場合を除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波以外の事故により不動産が永続的な居住不能となった場合であっても、その事故時点において、建築基準法および地方公共団体の条例に定める災害危険区域内における建築物の建築禁止、居住制限・除却等の命令または「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく移転勧告等がすでに発生している場合

(3) お支払いする保険金の額

- 一時的な居住不能
お支払いする保険金の額は、居住不能が発生した時点（地震等の事故の発生日）から居住が可能になるまで（復旧工事完了日）の期間に被保険者が返済すべき住宅ローン債務額（住宅ローン返済額）の合計額（居住不能が発生した時点における金銭消費貸借契約に基づきます。）とします。ただし、

- 居住不能が発生した日から12ヶ月以内（法規制等により12ヶ月を超えて居住不能の状態が継続する場合は、24ヶ月以内）に返済すべき債務に限るものとし、次のア～ウの期間を除きます。
ア修復作業が60日を超えて中断した場合は、作業が中断した日の翌日から作業が再開されるまでの期間
イ修復作業が6ヵ月を超えて中断した場合は、作業が中断した日の翌日以降の期間
ウ金銭消費貸借契約における最終返済日の翌日以降の期間
- 永続的な居住不能
お支払いする保険金の額は、居住不能が発生した時点から24ヶ月の期間に返済すべき住宅ローン債務額（住宅ローン返済額）の合計額（居住不能が発生した時点における金銭消費貸借契約に基づきます。）とします。

<h3>4. 引受条件について</h3>

次の(1)～(6)を目的とするローンおよび住宅ローン以外のローンについては対象とはなりません。
(1)1980年以前建築の建物
(2)リフォーム
(3)土地のみ
(4)可動式の住居
(5)賃貸を目的とする住宅
(6)別荘などのセカンドハウス

<h3>5. 満期返れい金および配当金</h3>

この保険には、満期返れい金および契約者配当金はありません。

<h2>注意喚起情報のご説明</h2>
<p>この「注意喚起情報」は、ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただいたうえでお申し込みください。また、この説明書は、ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、パンフレットにてご確認ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。</p>

<h3>1. 「パンフレット」にてご確認ください事項</h3>

(1)特約料払込日
(2)補償を開始する日（保険責任開始日）
(3)保険金をお支払いできない主な場合

<h3>2. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）</h3>

このご契約は、お客さまが住宅ローン契約を締結した法人である金融機関を保険契約者として締結した契約であるため、クーリングオフの対象ではありません。

<h3>3. 脱退（解約）について</h3>

ご加入後、保険契約より脱退（解約）される場合は、取扱代理店または弊社にお申し出ください。

<h3>4. 保険会社破綻時の取扱い</h3>

- 保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合などには、保険金のお支払いや返還保険料などのお支払いが一定期間凍結されたり金額が削減されることがあります。
- 損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象種目となっており、保険金、返還保険料は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。なお、損害保険会社が破産手続開始の決定を受けた場合でも、その決定を受けた日から3か月までは、保険契約を解約することができます。
- この保険契約のうち下記の契約が補償の対象となります。
 - ご契約者が個人である契約
 - ご契約者が小規模法人（注1）である契約
 - ご契約者がマンション管理組合（注2）である契約
（注1）「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます。）をいいます。
 - 日本法人
 - その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の外国法人
（注2）「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。
- 上記以外の保険契約については損害保険契約者保護機構による保護はありませんので、破綻保険会社の財産状態に応じた給付となります。なお、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合（以下「個人等」といいます。）以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

<h3>5. 個人情報の取扱い</h3>

この保険の引受保険会社は、契約者である金融機関等より加入依頼書に記載された個人情報を取得します。引受保険会社であるA I U保険会社における個人情報の取扱いは、下記のとおりです。詳細は、弊社のホームページをご覧ください。（URL:http://www.aiu.co.jp/about_us/aiu/direction/privacy01_popup.htm）

<h4>(1) 個人情報の利用目的</h4>

弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 弊社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

<h4>(2) 個人情報の提供</h4>

あらかじめご本人が同意されている場合のほか、次の場合にご本人の個人情報を外部に提供することがあります。

- 利用目的の達成に必要な範囲において、業務を外部（弊社代理店を含みます。）へ委託する場合
- ご本人または公共の利益のため必要と考えられる場合
- 再保険（再々保険以降の出再を含みます。）のため、再保険を取り扱う他の会社に提供する場合

- ④ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要と考えられる場合
- ⑤ 事故発生の際、このご契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社などの間で確認する場合（同一の損害または費用に対して他の保険契約などがあり、損害保険会社などに求償するため確認する場合を含みます。）
- ⑥ 保険金のお支払いのために必要な範囲において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者など）に提供する場合
- ⑦ その他法令に根拠がある場合

(3) 個人情報の取扱いに関するお問合せ先

A I U 保険会社 お客様情報相談窓口：電話0120-336-112（通話料無料）
（受付時間：午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く）

その他のご注意

1. ご加入時およびご加入後のご注意

- (1) ご加入手続きの方法はパンフレットにてご確認ください。ご加入後に、お渡しする「加入者証」はこの重要事項説明書と一緒に保管いただくようお願いいたします。
- (2) 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。
- (3) ご加入後に住所変更またはローン契約が終了した場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。住所変更のご通知がない場合、重要なお知らせがお届けできなくなる場合がありますので、ご協力をお願いします。また、ローン契約が終了した場合は、補償を継続できなくなるため、必ずご連絡ください。

2. 重大な理由による解除

保険金を受け取る目的で不当に損害を生じさせる、詐欺行為を行うなど、ご契約を継続させることが困難と判断せざるを得なくなった場合は、このご契約から脱退（解除）いただくことがありますのでご注意ください。このご契約から脱退（解除）された場合、保険金をお支払いできません（注）のでご注意ください。

（注）既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求させていただく場合があります。

3. 事故が起きた場合

事故のご報告をいただいてから、解決までの一般的な流れ、ご注意、保険金のご請求に必要な書類などをご案内します。

(1) 保険金のお支払いの流れ（※事故の内容・状況などによっては異なった流れとなる場合があります。）

STEP1.	事故発生のご連絡	お客さま
	<ul style="list-style-type: none"> ■事故が発生した場合、損害拡大の防止または軽減に努めてください。また、他人から賠償・求償を受けることができるときは、その権利の保全・行使に努めてください。 ■事故状況や内容の程度などについて、遅滞なく、取扱代理店または弊社までご連絡をお願いします。 	
	事故対応の打合せ	AIU
<ul style="list-style-type: none"> ■必要に応じて、事故対応のアドバイスや罹災現場の確認をします。 		
必要書類のご案内など	AIU	
<ul style="list-style-type: none"> ■お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。 ■保険金請求に必要な書類についてご案内します。 		

STEP2.	書類のご手配、ご提出	お客さま
	<ul style="list-style-type: none"> ■保険金請求書などのご記入、見積書・損害写真などのご手配いただき、ご提出をお願いします。 	
	ご請求内容の確認など	AIU
<ul style="list-style-type: none"> ■保険金をお支払いするために必要な確認を行います。 ■お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。 		

STEP3.	保険金の受取り	お客さま
	<ul style="list-style-type: none"> ■お支払い金額、お支払先などをお客さまへ書面でご案内しますので、ご確認をお願いします。 	

(2) 事故発生時のご注意

- ① 事故のご通知は遅滞なく取扱代理店または弊社へご連絡ください。
 - ② 事故発生時には特に以下の点にご注意ください。
 - ア. 負傷者がいる場合は救護措置を図り、二次被害などの損害の拡大防止に努める行動をお取りください。
 - イ. 同一の事故を補償する他の保険契約（共済契約を含みます。）の有無およびその内容（既に他の保険契約から保険金または共済金の支払いを受けた場合には、その事実を含みます。）をお知らせください。
- （注）事故発生時における対応（事故発生時の義務）の詳細につきましては、保険の約款にてご確認ください。万一、正当な理由がなく、これらの事故発生時の義務をお守りいただけない場合は、保険金が削減されることがありますので、あらかじめご注意ください。

(3) 保険金の請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、弊社所定の書類をご提出いただけます。保険金のご請求に必要な書類につきましては、事故のご連絡をいただいた後にご案内します。主な書類は次のとおりです。

保険金の請求に必要な主な書類	
保険金の請求書、本人確認書類	保険金請求書、戸籍謄本、除籍謄本、法定相続権者からの委任状、代理請求に関する資格確認書類登記簿謄本、固定資産台帳、領収証など不動産の所有者を証明する資料など
債務残高を証明する書類	借入金残高証明書などまたはこれに代わるべき書類など
事故の発生を確認できる書類	罹災証明書またはこれに代わるべき書類など
事故の原因・発生の状況を確認できる書類	事故発生原因および発生状況についての説明書または調査報告書など
損害の対象および程度を確認できる書類	売買契約者、損害見積書、損傷箇所の写真、修理見積書、固定資産台帳、不動産を取得した時の領収証など
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく移転勧告による移転の場合は移転したことを証明する書類	
不動産の修理、修復または再築を行った業者が発行した作業期間が記載された書類、代替住宅の賃貸借契約書等居住不能期間を確認できる書類	
他の保険契約の有無および内容を証する書類	他の保険契約の申込書または証券の写しなど
保険金の額を確定するために必要な書類	保険金支払額承諾書など

（注）事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合があります。

(4) 保険金のお支払い

- ① 保険金のお支払時期
請求完了日（注1）から、その日を含めて30日以内に、損害の程度、保険金支払対象事故が否か（有無責）などの必要な確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、次の特別な照会または調査が必要な場合は、被保険者にご案内のうえ、請求完了日（注1）からその日を含めて各項目に定める日数（注2）を経過する日までに保険金をお支払いすることがあります。

照会または調査	日数
事故原因・有無責・因果関係などを確認するための、警察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
事故原因・有無責・因果関係などを確認するための、専門機関による鑑定結果の照会	90日
災害救助法が適用された地域において、事故原因・有無責・因果関係などを確認するための調査	60日
日本国外での事故など、日本国内で必要な確認がとれない場合の、日本国外における調査	180日

（注1）前記（3）保険金の請求に必要な書類をご提出いただいた日をいいます。

（注2）被保険者などが正当な理由がなく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅れるような場合は、それにより遅延した期間は上記の日数には算入されません。

- ② 他の保険契約（共済契約を含みます。）がある場合のお支払方法
同一の事故に対して補償が受けられる他の保険契約（共済契約を含みます。）がある場合でも、弊社は、ご契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払いします（注）。ただし、弊社または他の保険会社への保険金請求の順序によっては、受け取る保険金の総額が異なる場合があります。詳細は保険の約款にてご確認ください。
（注）他の保険契約（共済契約を含みます。）から重複して補償を受けることはできませんのでご注意ください（万一、他の保険契約および弊社より、重複して同一の補償を受けた場合は、弊社が支払った保険金の全額または一部を返還していただくことがあります。）。
- ③ 保険金をお支払いするその原因が第三者にあり、被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは次の額を限度とします。
 - ア. 弊社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額
 - イ. 上記ア.以外のその他の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額（弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されます。）

- ④ 時効
 保険金をご請求いただける期間は、保険の約款に定める保険金の請求権が発生した時の翌日から3年間です。時効期間を超えた場合は、保険金をお支払いできなくなりますのでご注意ください。
 なお、ご契約の継続にあたっては、保険金の請求に漏れがないかご確認ください。

4. お支払いする保険金の額の決定

保険契約の対象となる方（被保険者）にお支払いする保険金の額は、ご契約の住宅について金融機関等と締結した金銭消費貸借契約の事故時点における内容（月額返済額、借入残高等）により決定されます。事故が発生した後に、金銭消費貸借契約の内容を変更した場合であっても変更した内容での保険金のお支払いはできませんのでご注意ください。

お問合せ先

1. 保険に関するお問合せ・ご相談・苦情

○この重要事項説明書または加入者証記載の取扱代理店または弊社営業部支店の電話番号までご連絡ください。
 ○また、本店へお電話いただく際は右記までご連絡ください。（保険約款に関するご質問は本店へお問い合わせください。）

AIU保険会社 本店
 電話 0120-75-7151(通話料無料)
 (受付時間:午前9時～午後5時 土・日・祝日・年末年始を除く)

2. 事故のご報告・保険金のご請求

この重要事項説明書もしくは加入者証記載の取扱代理店、または右記AIU事故受付センターまでご連絡ください。
 (注)事故以外の各種お問合せは上記1へお願いいたします。

AIU事故受付専用ダイヤル
 電話 0120-01-9016(通話料無料)
 (受付時間:24時間365日)

3. 弊社の契約する指定紛争解決機関

弊社との間で問題を解決できない場合には、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンに解決の申立てを行うことができます。詳細は右記ホームページをご覧ください。

保険オンブズマン
 電話 03-5425-7963
 (受付時間:午前9時～12時、午後1時～5時 土・日・祝日・年末年始等を除く)
 ホームページ:http://www.hoken-ombs.or.jp

IP電話をご利用の場合、IP電話の設定により通話料無料の電話番号がご利用になれない場合があります。

取扱代理店

ご不明な点については、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

2010年4月1日以降補償開始契約用

加入依頼書記入例

この加入依頼日は、加入依頼者が下記項目を承諾された上で、特約への加入をSBIモーゲージ株式会社へ依頼した日をいいます。
 1. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）を受領し、その説明を受けたこと。
 2. 加入依頼書の「引受保険会社からの確認事項」を確認したこと。
 3. 加入依頼書裏面の「災害時生活再建支援特約加入に関する同意事項」に同意したこと。

加入依頼日	2010年 11月 1日	 重要事項説明書(個人情報取扱に関する説明書類を含む)受領印・重要事項承諾印・確認印兼用
*下記「加入依頼者氏名」欄記入上のお願ひ:「SBIモーゲージにてローンをお申込の方」のお名前をご記入ください。		
*加入依頼者氏名(自署) (主債務者)	フリガナ エスビイアイ タロウ SBI 太郎 様	 重要事項説明書(個人情報取扱に関する説明書類を含む)受領印・重要事項承諾印・確認印兼用
連帯債務者氏名	フリガナ エスビイアイ ジロウ SBI 次郎 様	
**下記「金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産の所在地」欄記入上のお願ひ:都道府県名よりお願いいたします。マンションの場合は、名称・部屋番号もお願いいたします。		
*金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産の所在地	フリガナ トウキョウト スミダク キンシ 1-2-4 〒130-8560 東京 墨田区錦糸1-2-4	
加入依頼者電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	

連帯債務者氏名は加入依頼書の方にご記入をお願いいたします。

「実印」を押印してください。

加入依頼者氏名は必ず「自署」でお願いいたします。

ご注意ください

- 災害時生活再建支援特約（以下、「本補償特約」という。）の補償は、AIU保険会社（エイアイユー インシュアランスカンパニー）（以下、「保険会社」という。）を引受保険会社とする「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」によって提供され、SBIモーゲージ株式会社（以下、「SBIモーゲージ」という。）を保険契約者、SBIモーゲージに借入れ申し込み（以下、「金銭消費貸借契約」という。）をした者を被保険者として契約いたします。
- SBIモーゲージが保険会社から「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」への加入承諾を受け、融資を実行し、かつ被保険者による特約料の支払いが確認されたことを条件に、本補償特約への特約加入が成立し、補償が開始されます。但し、特約料支払日時点において金銭消費貸借契約における担保物件の目的物である不動産の引き渡しまたは融資実行がなされていない場合は、その引き渡し日または融資実行日のいずれか遅い日より本補償特約の補償が開始されます。
- 本補償特約の補償が開始される前に発生した事故については、補償の対象外となります。
- 一度脱退されますと復活や再加入はできません。
- ご加入にあたっては、別紙の重要事項説明書の「契約概要」、「注意喚起情報」にて詳細を必ずご確認ください。

費用のお支払い方法

- 本補償特約にご加入いただくためには、年払いで特約料をお支払いいただきます。
- 2年目以降の特約料は、加入応当日の前月のローン返済引落日にローン返済用口座より口座振替により、引落しさせていただきます。
- ※特約料は、税法上の生命保険料・損害保険料控除の対象とはなりません。
- ※特約料は、保険会社の保険料改定があった場合（改定率によります）などの要因により、将来変わる可能性があります。
- ※特約料は、SBIモーゲージが保険契約者として保険契約に基づいて保険会社へ支払う保険料や本補償特約を円滑に運営するための費用等に充当されます。

特約料 (特約料は、融資金額の100万円未満を切り上げて計算した金額となります。)	災害時生活再建支援特約	融資金100万円あたり	融資2,410万円の場合
	加入時年齢に関わらず	400円	10,000円